

京都市告示第181号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和6年5月23日

京都市長 松井孝治

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	龍安寺水0014号	右京区龍安寺齋宮町19番地の9地先 同町19番地の9地先	
2	醍醐水0138号	伏見区醍醐南里町5番地の10地先 同町5番地の7地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	山ノ内水0007号	右京区山ノ内宮脇町1番地の6地先 同町1番地の6地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	大原水0196号	左京区大原戸寺町355番地の1地先 同町367番地地先	
2	上弓削上ノ段水2号	右京区京北上弓削町上ノ段7番地の4地先 同町11番地の3地先	

(建設局土木管理部道路明示課)